

# 兵庫県公報

令和3年1月22日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎行政組織規則の一部を改正する規則（規則第1号）

事務執行体制の整備を図るため、健康福祉部感染症等対策室にワクチン対策課を設置することとし、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第1号

#### 行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表感染症等対策室の款感染症対策課の項の次に次のように加える。

ワクチン対策課	ワクチン対策班
---------	---------

第30条第25号中「感染症対策課」の右に「、ワクチン対策課」を加える。

第34条第5号中「こと」の右に「(ワクチン対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(ワクチン対策課の事務)

第34条の2 ワクチン対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症の予防接種（次号において「予防接種」という。）の総合調整に関すること。

(2) 医療従事者に対する予防接種の実施に関すること。

第35条第8号中「感染症対策課」の右に「及びワクチン対策課」を加える。

附則第2条第1項の表感染症対策課の項の次に次のように加える。

ワクチン対策課	当分の間
---------	------

#### 附 則

この規則は、令和3年1月25日から施行する。